

奈良市公報

号外第3号

平成20年 2月14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市情報公開条例…………… 1
- 奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例… 6
- 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例… 7
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 7

規 則

- 奈良市情報公開条例施行規則…………… 9
- 奈良市情報公開審査会規則の一部を改正する規則…24
- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則……………24
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………25

条 例

奈良市情報公開条例をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第45号

奈良市情報公開条例

奈良市情報公開条例（平成9年奈良市条例第34号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条－第17条）
- 第3章 不服申立て等（第18条－第20条）
- 第4章 奈良市情報公開審査会（第21条－第27条）
- 第5章 情報公開の総合的推進（第28条－第31条）
- 第6章 雑則（第32条－第35条）
- 第7章 罰則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必

要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、その権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにして請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人そ

他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 前項前段の場合において、開示請求者が指定された期限までに補正しないときは、実施機関は、当該開示請求を却下し、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定は、再度の開示請求を妨げるものではない。
(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、

当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の

個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 不開示情報が記録されている行政文書について実施機関が開示することの公益性を判断するに当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益が不当に侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければ

ならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。ただし、行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、実施機関が定める方法により交付される物を含む。第17条において同じ。）を送付することにより行う場合にあっては、この限りでない。

3 開示決定を受けた者は、第11条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての行政文書の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、再度の開示請求を妨げるものではない。
(法令等による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第17条 第15条第1項の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て等

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当するときを除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 奈良市情報公開審査会

(情報公開審査会)

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じて調査審議するため、奈良市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議するとともに、実施機関に建議することができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。
(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 情報公開の総合的推進

(情報提供施策の充実)

第28条 市は、その保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民が得られるよう、情報の提供に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(会議の公開)

第29条 本市において地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに類する機関(以下「審議会等」という。)の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの
 - (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等をするもの
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、審議会等の出席委員の3分の2以上の多数の議決により、会議の全部又は一部を公開しないこととしたもの
- (出資法人の情報公開)

第30条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの(以

下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第31条 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(指定管理者でなくなったものを含む。以下「指定管理者」という。)は、自己が管理し、又は管理した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、第1項の情報に係る文書等であって、実施機関が保有していないものについて、開示請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書等の提出を求めるものとする。

4 前項の規定に基づき提出を受けた文書等については、第2条第2号に規定する行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

第6章 雑則

(行政文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(検索資料の作成)

第33条 実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 第21条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定(附則第6項及び第8項を除く。)は、平成10年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。

3 第31条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」

という。)以後に公の施設を管理する指定管理者について適用し、同条第3項の規定は、施行日以後に指定管理者の職員が作成し、又は取得した文書等について適用する。

- 4 附則第2項の規定にかかわらず、月々瀬村及び都祁村の編入の日(以下「編入日」という。)前に月々瀬村情報公開条例(平成13年月々瀬村条例第10号)に規定する実施機関(議会を除く。)の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

(1) 平成14年4月1日以後に作成し、保有し、又は取得した情報

(2) 平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの

- 5 附則第2項の規定にかかわらず、編入日前に都祁村情報公開条例(平成15年都祁村条例第24号)に規定する実施機関(議会を除く。)の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成16年4月1日以後に作成し、又は取得したものを、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

(適用外行政文書の任意開示)

- 6 実施機関は、平成10年4月1日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

- 7 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げるものについて行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

(1) 編入日前に月々瀬村情報公開条例に規定する実施機関(議会を除く。)の職員が平成10年4月1日前に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの

(2) 編入日前に都祁村情報公開条例に規定する実施機関(議会を除く。)の職員が平成16年4月1日前に作成し、又は取得した行政文書で、その検索に必要な目録の整備が終了しているもの

- 8 第17条の規定は、前2項の規定により行政文書の写しの交付を受ける者について準用する。

- 9 附則第2項及び第6項の規定にかかわらず、編入日前に山辺広域行政事務組合の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等であって、編入日以後において実施機関が保有する行政文書については、この条例の規定は適用しない。

(経過措置)

- 10 この条例の施行の際、この条例による改正前の奈良市情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この条

例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 11 改正前の条例第14条第1項の規定により設置された奈良市情報公開審査会は、第21条第1項の規定により設置された奈良市情報公開審査会とし、同一性をもって存続するものとする。

(奈良市個人情報保護条例の一部改正)

- 12 奈良市個人情報保護条例(平成13年奈良市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

(平成19年12月25日揭示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第46号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「の各号」を削り、「、当該各号に掲げる業務ごとに市長が指定するもの」を「同項に規定する指定管理者」に改め、同項中第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第5条(第3号及び第4号を除く。)、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 総合福祉センター(みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所を除く。)の利用承認及び利用制限に関すること。

第4条の2第1項に次の2号を加える。

(3) 総合福祉センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

第4条の2第2項中「前項第1号に掲げる業務に係る」を削る。

第4条の3第2項及び第3項中「みどりの家はり・きゆう治療所」を「みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゆう治療所」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成19年12月25日揭示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第47号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改

正)

第1条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第74条」を「第80条」に改める。

（奈良市自転車駐車場条例の一部改正）

第2条 奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の備考中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

（奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正）

第3条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（平成19年12月25日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第48号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「次に掲げる会館」の次に「（奈良市とみの里地域ふれあい会館を除く。以下この条及び次条

において同じ。）」を加える。

第2条の3に次の2項を加える。

3 奈良市とみの里地域ふれあい会館の休館日及び開館時間は、市長が定める。

4 市長は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、奈良市とみの里地域ふれあい会館内において使用者の見やすい場所に掲示するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（平成19年12月25日揭示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第49号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者があつては、そのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第15条第2項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改める。

別表中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800

153,800	212,600	252,600		155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600		157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600		158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600		160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500		161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400		164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300		166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200		169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200		172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100		173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000		175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900		177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800		178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700		180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600		182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500		184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200		185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	を	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000		188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900		190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600		191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400		192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200		194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000		195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900		196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600		198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300		199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000		200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700		202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400		203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100		204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800		205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300		207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900		208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500		209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100		210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800		211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400		212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000		213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600		214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100		215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300		216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500		217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700		218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800		219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800		220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800		221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800		222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700		223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500		224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300		225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100		226,500	286,900	335,100

に

を

改める。

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条、第15条及び別表の規定は平成19年4月1日から、改正後の条例第25条の規定は同年12月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)
- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額は、市長の定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 前3項に定めるもののほか、第1条の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成19年12月25日揭示済)

規 則

奈良市情報公開条例施行規則をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第91号

奈良市情報公開条例施行規則

奈良市情報公開条例施行規則（平成9年奈良市規則第50号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、市長が保有する行政文書の開示について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求の手続)

第2条 開示請求は、行政文書開示請求書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、次項第3号の方法で開示請求をする場合は、この様式に掲げる事項を電子メールに明記して行うことができる。

2 開示請求の方法は、受付窓口へ直接提出する方法のほか、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する方法

- (2) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

- (3) 電子メールにより送信する方法

(開示請求の補正等)

第3条 条例第6条第2項の規定により補正を求める場合の通知は、行政文書開示請求補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、開示請求を受けた場合において、条例第6条第3項に定めるもののほか、条例第4条の規定に反すると認めるときその他却下することが適当であると認めるときは、当該開示請求を却下することができる。

3 条例第6条第3項又は前項の規定により開示請求を却下する場合の通知は、行政文書開示請求却下通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(行政文書開示決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書（別記第4号様式）

- (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 行政文書部分開示決定通知書（別記第5号様式）

2 条例第11条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示しない旨の決定（次号及び第3号の決定を除く。） 行政文書不開示決定通知書（別記第6号様式）

- (2) 開示請求を拒否する旨の決定 行政文書開示請求拒否決定通知書（別記第7号様式）

- (3) 行政文書を保有していない旨の決定 行政文書不存決定通知書（別記第8号様式）

(開示決定等の期間延長通知)
 第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政文書開示決定等期間延長通知書(別記第9号様式)により行うものとする。
 2 条例第13条の規定による通知は、大量請求に係る行政文書開示決定等期間延長通知書(別記第10号様式)により行うものとする。
 (第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等)
 第6条 条例第14条第1項及び第2項の規定による通知は、行政文書の開示に係る意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。
 2 条例第14条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、行政文書の開示に係る意見書(別記第12号様式)により行うものとする。
 3 条例第14条第3項の規定による通知は、行政文書の開示に係る通知書(別記第13号様式)により行うものとする。
 (行政文書の開示)
 第7条 行政文書を開示する場合において、行政文書を閲覧する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
 2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
 3 行政文書を開示する場合において、行政文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。
 4 開示決定を受けた者は、行政文書の開示を受ける場合において、開示決定を受けた者以外の者を同席させるときは、その者の住所及び氏名を申し出なければならない。
 (電磁的記録の開示の方法)

別表(第9条関係)

行政文書の種別	写しの作成の方法	費用負担の額
文書又は図画	複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	複写機により複写したもの(多色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻(120分)につき200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分)につき300円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき50円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複写したもの	作成に要する費用に相当する額

第8条 条例第15条第1項の規定による電磁的記録の開示については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 (1) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
 (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの視聴又はフレキシブルディスクカートリッジその他の電磁的記録の媒体に複写したものの交付
 2 電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付する方法以外の方法による開示は、開示請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、開示請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する専用機器で容易に対処することができるときに限り行うこととする。
 (費用負担)
 第9条 条例第17条に規定する行政文書の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。
 2 行政文書の写しの交付を受ける者は、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない。(諮問をした旨の通知)
 第10条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(別記第14号様式)により行うものとする。
 (その他)
 第11条 この規則に定めるもののほか、市長が保有する行政文書の開示について必要な事項は、その都度市長が定める。
 附 則
 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

行政文書開示請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

〒

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

奈良市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書
の件名又は内容

請求の目的

開示の方法

1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付希望

備 考

- (注) 1 「請求に係る行政文書の件名又は内容」欄は、請求に係る行政文書の件名又は知りたい事項の概要をできるだけ具体的に記入してください。
2 「請求の目的」欄は、請求しようとする行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求される方の任意です。
3 「開示の方法」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

第2号様式(第3条関係)

行政文書開示請求補正通知書

第 年 月 号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示請求については、次のとおり不備がありますので、奈良市情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めます。

補正を求める事項	
補正期限	年 月 日
添付書類	
備考	
所管課	電話番号 内線

(注) 補正期限までに補正ができない場合は、開示請求を却下することとなります。

第3号様式(第3条関係)

行政文書開示請求却下通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示請求については、次の理由により却下することと決定したので、通知します。

行政文書の件名

開示請求を却下
する理由

備 考

所 管 課

電話番号

内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第4号様式(第4条関係)

行政文書開示決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり行政文書の全部を開示することと決定したので、通知します。

行政文書の件名			
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日 () 時 分	
	場所		
備考			
所管課	電話番号	内線	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された行政文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ所管課に電話等でご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての行政文書の開示を受けてください。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができません。

第5号様式(第4条関係)

行政文書部分開示決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり行政文書の一部を開示することと決定したので、通知します。

行政文書の件名			
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日 () 時 分	
	場所		
開示をすることができない部分			
上記部分の開示をすることができない理由	奈良市情報公開条例第7条第 号に該当 (具体的な理由)		
上記の理由がなくなる時期			
備考			
所管課	電話番号	内線	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された行政文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ所管課に電話等でご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての行政文書の開示を受けてください。
- 3 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望するときは、記載された時期以後に改めて行政文書の開示を請求してください。
- 4 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第6号様式(第4条関係)

行政文書不開示決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第11条第2項の規定により次のとおり行政文書の全部を開示しないことと決定したので、通知します。

行政文書の件名	
開示をすることができない理由	奈良市情報公開条例第7条第 号に該当 (具体的な理由)
上記の理由がなくなる時期	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

- (注) 1 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望するときは、記載された時期以後に改めて行政文書の開示を請求してください。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第7号様式（第4条関係）

行政文書開示請求拒否決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第10条の規定により次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することと決定したので、通知します。

行政文書の件名	
開示請求を拒否する理由	
備考	
所管課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第8号様式(第4条関係)

行政文書不存在決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第11条第2項の規定により次のとおり該当する行政文書を保有しておらず、開示しないことと決定したので、通知します。

行政文書の件名	
該当する行政文書を保有していない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第9号様式(第5条関係)

行政文書開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、奈良市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

行政文書の件名

決定期間の満了日

年 月 日

延長後の決定期限

年 月 日

延長の理由

備考

所 管 課

電話番号

内線

第10号様式（第5条関係）

大量請求に係る行政文書開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった行政文書の開示については、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、奈良市情報公開条例第13条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

<p>行政文書の件名</p>	
<p>決定期間の満了日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>請求のあった日から60日以内に決定する事項</p>	
<p>上記事項以外の事項及びその決定期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備 考</p>	
<p>所 管 課</p>	<p>電話番号 内線</p>

第11号様式（第6条関係）

行政文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

奈良市情報公開条例の規定に基づく開示請求がありました行政文書に、あなたに関する情報が記載されてい
ます。

つきましては、当該行政文書の開示をするかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「行政文書の開
示に係る意見書」により、 年 月 日までに回答していただきますようお願いします。

行政文書の件名

行政文書に記載さ
れているあなたに
関する情報の内容

※
条例第14条第2項
の規定を適用する
場 合 の 理 由

備 考

意見書の提出先
(所 管 課)

電話番号

内線

(注) ※欄は、奈良市情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号に該当する場合のみ、記入してあります。

第12号様式 (第 6 条関係)

行政文書の開示に係る意見書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

〒

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで照会のありましたことについては、次のとおり回答します。

行政文書の件名

開示決定に反対
する意思の有無

1 有

2 無

開示決定に反対
する理由等

支障がある部分

支障がある理由

(注) 「開示決定に反対する意思の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。開示決定に反対する場合は、「開示決定に反対する理由等」欄に具体的に記入してください。

第13号様式（第6条関係）

行政文書の開示に係る通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日付けで意見書の提出がありました行政文書の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、奈良市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

行政文書の件名	
開示をすることとしたあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 時 分
備考	
所管課	電話番号 内線

- (注) 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。
- 2 開示を実施するまでに、行政不服審査法による異議申立て及び執行停止の申立てがない場合は、行政文書に記載されているあなたに関する情報は開示されます。

第14号様式（第10条関係）

審査会諮問通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長



年 月 日付けで提起された不服申立てについて、次のとおり奈良市情報公開審査会に諮問しましたので、奈良市情報公開条例第19条の規定により通知します。

行政文書の件名	
諮問をした年月日	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(平成19年12月25日揭示済)

(平成19年12月25日揭示済)

奈良市情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第92号

奈良市情報公開審査会規則の一部を改正する規則
奈良市情報公開審査会規則（平成9年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成9年奈良市条例第34号）第14条第7項」を「（平成19年奈良市条例第45号）第21条第7項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第93号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

第1条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の232.5」を「100分の237.5」に改める。

第2条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 第1条による改正後の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(平成19年12月25日揭示済)

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第94号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和62年奈良市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第52条の2」を「第84条」に改める。

附則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

(平成19年12月25日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第95号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部三の項中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表の2の部二の項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37

別表第8中 を に改める。

39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の1の部の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。
(平成19年12月25日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。